

「(日本型) 男性労働の縮小あるいは消去」としての格差社会化

海妻 径子

I これまでも組み込まれてきた格差

九〇年代半ば以降、格差社会や非正規雇用をめぐる議論はブームの様相すら呈した。狭義の「格差社会論ブーム」は、橋本俊詔『日本の経済格差』(一九九八)と佐藤俊樹『不平等社会日本』(二〇〇〇)により喚起された、日本社会に格差は実在するか、あるいはみせかけか、ということをめぐる一連の議論ということになるであろう。だが増加する若年不安定労働者に対する関心は、それ以前から高まっていた。表1は、文春新書編集部編『論争 格差社会』(二〇〇六)、本田由紀ほか『「ニート」って言うな!』(二〇〇六)、太郎丸博編『フリーターとニートの社会学』(二〇〇六年)、森岡孝二編『格差社会の構造』(二〇〇七)の、格差社会や非正規化、若者の就労問題の論点を整理した箇所、および参考文献を参照し、一九九一〜二〇〇六年に関し整理したものである。¹⁾

このような格差社会論の盛況に対し、フェミニズムや女性運動に関わった者なら誰しも、男女間格差は以前から存在したにもかかわらず、いまさら格差が問題化されることに違和感を覚えなない者はいないだろう。女性ユニオン運動に長年取り組んできた伊藤みどりも、「いまようやく『貧困』とか『格差社会』といわれるようになりましたけれども、このような状況はいまに始まったことではない。私たちはずっと以前から訴えていたのですが、労働運動の主流派からはまったく耳を貸してもらえなかつたんです。……しかし、『貧困の女性化』はずっと以前からいわれています」(伊藤、二〇〇八、一三〇頁)と述べている。

だが考えてみれば、八〇年代までのいわゆる企業主義社会においても、下請け制のように、男性間格差もまた構造的に組み込まれていた。たとえば野村正實は、石川経夫・出島敬久の九四年の分析に依拠し、八〇年および九〇年の「賃金構造基本統計調査」時点でも

「大半の人は非自発的に第二次労働市場に就業」、つまり余儀なく下請け中小企業など不利な労働市場に就労し、「有利な雇用条件の労働市場にいる人は三五―四〇パーセントほど」(野村、一九九八、四四―五八頁)に過ぎなかったことを指摘している。

しかし野村の指摘によれば、日本では大きな「第二次労働市場」が存在してきた、すなわち自営業や中小企業などの「伝統的セクター」が欧米に較べて分厚く残存し続けたからこそ、「近代的セクター」が男性の過剰労働力をそれほど抱え込まずに済み、失業というかたちでのより大きな格差が、景気後退局面においてもたらされることを回避し得てきた。「近代的セクター」と「伝統的セクター」との間の男性間収入格差は、「伝統的セクター」の男性労働者と生計を一にする女性家族員(妻など)が、景気拡大局面においてパートタイム労働者や家族従業者などの縁辺労働力になることにより補填される。その結果「中小企業の従業員の家計では耐久消費財を少なく購入するとか、あるいは大企業の従業員よりも子供に教育費をかけない、というようなこと」をせず、大企業従業員とあまり異なる家計支出を行う「一億総中流意識」社会がつくられ、また、女性縁辺労働者の求職意欲喪失者への移行が、景気後退を吸収することで、男性労働者の雇用が脅かされないうえ、と野村は捉える(野村前掲、九一―一八頁)。

つまり九〇年代以降の格差社会化によって失われたものは、格差なき状態などではなく、女性労働の縁辺化はもろろんのこと、セクター間での男性間格差の温存をも組み込んで確保されていた、男性であれば失業させない仕組だということになるのだが、この仕組の存在自体が人々に知られていなかったわけではない。個人がそこに組み込まれた格差を当然視するか否かは別にして、あるいは前出の伊藤の言葉にあるように女性運動の訴えにもかかわらず、男性を失業させないために必要な格差は存在してもしかたがないという見方が、日本社会における雇用ルールとしてヘゲモニーを長年獲得し続けてきたといえる。

そして、この格差社会論の盛況ぶりから受ける印象からすれば意外なことだが、男性を失業させるべきではないという雇用ルールが破棄されたとまでは、現時点では必ずしも言えない。パブル景気崩壊以降の労働分配率の下方硬直性などに着目した足立眞理子は、「基本的には九〇年代においても、男性標準型、長期継続雇用、内部昇進といった日本型雇用体系は壊れておらず、いわば、この日本型雇用慣行の維持のために、労働コストの削減はもつぱら非正規雇用者比率の上昇にのみ依存していた」(足立、二〇〇七、三二頁、傍点引用者)と指摘する。足立の分析は九〇年代に関するものだが、筆者が調べたところ二〇〇〇年以降も、賃金の下方変動要因におけるパート比率の増加は大きく(図一)、一般労働者の所定内給与減が賃金の下降変動要因になっていないのも、二〇〇二年を除き変わっていない(図二)。また平成一九年度版の『労働経済白書』も、欧米諸国などに較べ動続年数が長く、正規雇用者において賃金が年功カーブを描くという、日本における雇用の特徴が依然維持されていることを認めている。

【表1】非正規雇用化・格差社会化・若者の就労意欲をめぐる議論

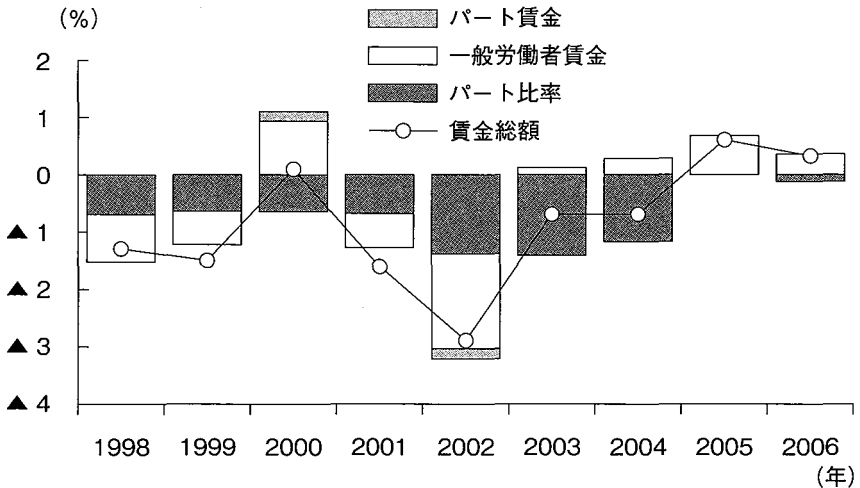
1991年		育児休業法成立、バブル経済崩壊。 厚労省がフリーター定義	近代家族批判
1992年		民法改正試案中間まとめ発表	
1993年	『企業中心社会を超えて ―現代日本を「ジェンダー」で読む』大沢真理（時事通信社）	パート労働法成立	
1994年	『21世紀家族へ―家族の戦後体制の見方・超え方』落合恵美子（有斐閣）	アカー「府中青年の家」裁判一審勝訴	学力低下論争
1995年	『大衆教育社会のゆくえ ―学歴主義と平等神話の戦後史』苅谷剛彦（中央公論社）	北京女性会議 女性ユニオン東京など、この頃女性ユニオンやワーキング・ウィメンズ・ネットワーク結成 日経連（現・経団連）「新時代の「日本的経営」」	
1996年	『若者はなぜ大人になれないのか：家族・国家・シティズンシップ』ジョーンズ、ウォーレス（原著1992年、新評論）		若者「未成熟」批判
1997年	『未婚化社会の親子関係 ―お金と愛情にみる家族のゆくえ』宮本みち子・岩上真珠・山田昌弘（有斐閣）	改正男女雇用機会均等法成立（99年施行）	
1998年	『日本の経済格差』橋本俊詔（岩波書店） 『雇用不安』野村正實（岩波新書）	NPO法成立	格差の有無論争
1999年	『パラサイト・シングルの時代』山田昌弘（ちくま新書） 『日本の階層システム4 ジェンダー・市場・家族』盛山和夫編（東京大学出版会）	改正労働者派遣法（派遣労働原則自由化）成立 男女共同参画社会基本法成立	
2000年	『不平等社会日本』佐藤俊樹（中公新書） 『女性労働と企業社会』熊沢誠（岩波新書）	首都圏青年ユニオンなど、この頃若年男性のユニオン結成	動物化・高度消費社会論 非正規若年男性への注目
2001年	『動物化するポストモダン』東浩紀（講談社現代新書） 『仕事のなかの曖昧な不安 揺れる若年の現在』玄田有史（中央公論社） 『収縮する日本型〈大衆社会〉』後藤道夫（旬報社） 『階級社会日本』橋本健二（青木書店） 『自由論 ―現在性の系譜学』酒井隆史（青土社） 『社会的排除』に関する論文増加	小泉内閣発足、NY同時多発テロ、女性国際戦犯法廷最終判決 総合規制改革会議でホワイトカラー・エグゼンプション導入論	
2002年	『若者が〈社会的弱者〉に転落する』宮本みち子（洋泉社新書y） 『自由の代償／フリーター ―現代若者の就業構造と行動』小杉礼子（日本労働研究機構） 『福祉社会と社会保障改革：ベーシック・インカム構想の新天地』小沢修司（高菅出版）		管理社会化・社会的排除論

11 「(日本型) 男性労働の縮小あるいは消去」としての格差社会化

2003年	『魂の労働 ―ネオリベラリズムの権力論』渋谷望 (青土社) 日本労働研究機構 (現・労働政策研究・研修機構) の報告書で若者雇用政策やNEET 議論 『(帝国) ネグリ&ハート(原著2000年、以文社)』	改正労働者派遣法 (製造現場への派遣解禁等) 成立、改正労働基準法 (従業員解雇基準等) 成立 ジェンダーフリー・バッシング盛んに 公的施設への指定管理者制度導入	↑
2004年	『ニート ―フリーターでも失業者でもなく』玄田有史・曲沼美恵 (幻冬社) 『希望格差社会』山田昌弘 (筑摩書房) 『日本労働研究雑誌』でニート特集 一般週刊誌 (『サンデー毎日』など) でも「ニート」「フリーター」特集増える NHK 特集「フリーター 417万人の衝撃」	『平成16年版 労働経済白書』に若年無業者統計 フリーター全般労組結成	↑ 「やりがい」の搾取論
2005年	『フリーターとニート』小杉礼子編 (勁草書房) 『希望のニート』二神能基 (東洋経済新報社) 『排除される若者たち フリーターと不平等の再生産』(社) 部落解放・人権研究所編 (解放出版社) 『フリーターにとって「自由」とは何か』杉田俊介 (人文書院) 『ポリティーク』特集「現代日本のワーキング・プア」 『日本の性差別賃金 同一価値労働同一賃金原則の可能性』森ます美 (有斐閣) 『少子高齢化社会のみえない格差 ジェンダー・世代・階層のゆくえ』白波瀬佐和子 (東京大学出版会) 『講座・福祉社会第9巻 貧困と社会的排除 福祉社会を蝕むもの』岩田正美・西澤晃彦編 (ミネルヴァ書房) NHK 特集「フリーター漂流」	『若者の人間力を高めるための国民会議』が厚労省内に設置 『骨太の方針2005』でニートに言及 44回衆院選 (いわゆる郵政民営化選挙) 連合会長選で全国ユニオンの鴨桃代さん高得票 この頃、バックラッシュへの対抗についての出版が相次ぐ	↑ 「失業」の自発性をめぐる論争
2006年	『「ニート」って言うな!』本田由紀・内藤朝雄・後藤和智 (光文社新書) 『インパクション』151号特集「万国のプレカリアート! 団結せよ」 『労働ダンピング ―雇用の多様化の果てに』中野麻美 (岩波新書) 『フリーターとニートの社会学』太郎丸博編 (世界思想社) NHK 特集「ワーキング・プア」	安倍内閣発足 朝日新聞がキャノン等の「偽装請負」告発連載 働く女性の全国センター発足	↑ 構造改革で女性の貧困化が進んだことがデータ上も明白に

<http://www.mhlw.go.jp/wp/hakusyo/roudou/06/dl/03-02.pdf> 厚生労働省『平成18年版労働経済白書』第3-(2)-18 図より

【図1】 名目賃金の変動要因分析



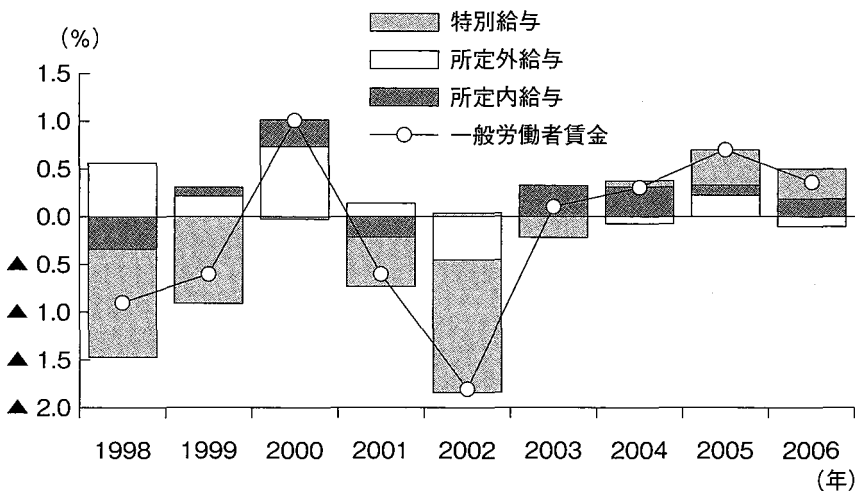
(資料) 厚生労働省「毎月勤労統計調査」

(注) 2006年は1-10月の前年同期比。雇用形態別の暦年確報の伸び率から各年の数字を算定して分析。誤差等のため、各変動要因の合計と賃金総額伸び率は必ずしも一致しない。

日本総合研究所調査部マクロ経済研究センター「労働分配率の“適正水準”と新しい成果配分のあり方 ～持続的成長に向けた2007年春闘の課題～」2007年

http://www.jri.co.jp/press/2006/jri_070131-1.pdf より転載

【図2】 一般労働者の賃金変動の要因分析



(資料) 厚生労働省「毎月勤労統計調査」

(注) 1. 暦年確報の伸び率から各年の数字を算定して分析。

(注) 2. 2006年は1-10月の前年同期比。

多くの格差社会論が指摘し、また筆者自身度々問題にしてきたことであるが、確かに男性の非正規率は漸増し、特に一五〜二四歳では、最近の約一五年間で二倍以上に拡大した(図3)。だがそれにもかかわらずこの間、三五〜五四歳の男性非正規率は一〇%未満、二五〜三四歳層でも二〇%未満であり、後述する女性非正規雇用率と比較すれば、極めて低率が維持され続けたことにもまた、注目する必要がある。非正規率低下をもたらす要因には、いわゆる正規雇用への吸収(正規雇用のかたちでの新規就労、非正規雇用から正規雇用への移行)以外にも、分母である雇用者数自体が離職(失業、家事従事者や就学者への移行、起業など)によって減少することも考慮しなければならないが、男性二五〜三四歳における非正規率の低下は、同一コーホート内で約二〇%も圧縮される大幅なものである。この年齢層の男性の労働力率や失業率の水準を勘案すれば、やはり正規雇用への吸収が主要因であるのとみるのが妥当であろう。

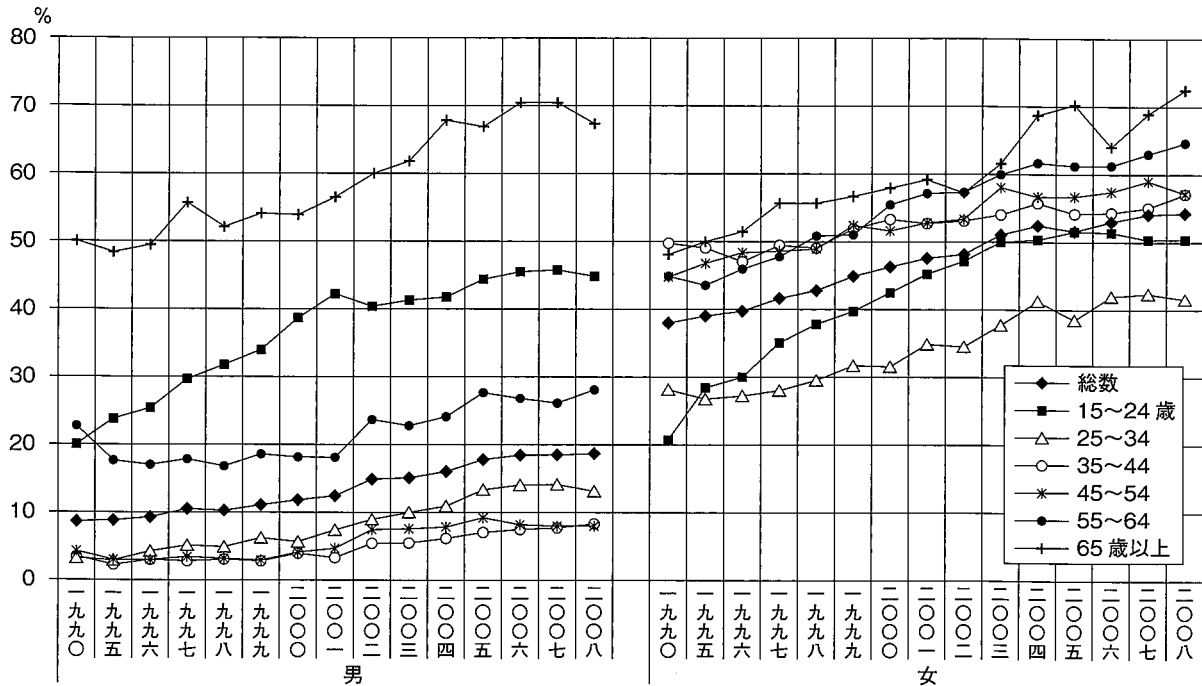
急いで付け加えねばならないが、もちろんこの男性における正規雇用への吸収が、グローバル化による人件費切り下げ圧力によって脅かされつつあり、若年層における正規雇用へ吸収の遅延、高年齢層での早期退職やリストラを通じた非正規への移行圧力の強化が引き起こされていること自体を、本稿の議論は否定しない。しかも若年層での正規雇用への吸収の遅延が、非正規から抜け出せない者を漸増させていることも確かである(図4)。さらに、吸収時期の遅さ、あるいは高年齢になり再び非正規の移行を強いられる時期の早さ、などにより、男性労働者間の階層格差が生まれるであろうことも否定できない。

以上のことを踏まえつつもここで主張したいのは、男性において正規雇用への吸収は、ライフステージ中核期に限定されたにせよ、依然標準化され続けており、このことは女性において正規雇用からの排除がライフステージ全体に拡大したのと、対照をなしているということである。女性の場合は、八〇年代までみられた女性であっても新卒採用時は正規雇用が崩れる一方(図3における、女性一五〜二四歳層の非正規率の上昇)、二五〜三四歳においても非正規率は四〇%前後で高止まりしたままであり、圧縮幅は一〇%程度にとどまる。この年齢層の女性がしばしば出産等で離職を余儀なくされることを勘案すれば、正規雇用への吸収が非正規率の圧縮をもたらしている度合いは、より小さいものであろうことが推測される。男性の失業を回避するためにこれまでも組み込まれてきた諸格差のうち、女性労働の縁辺化はこれまで以上に徹底されていることが確認できるのである。

II 男性間格差の変容

他方で、もうひとつの組み込まれてきた格差、すなわちセクター間における男性間格差はどうなったのであろうか。日本において雇用保障が社会保障や福祉の機能を代替してきた歴史を跡付けた宮本太郎は、同じく雇用保障を重視するスウェーデンが「整理された部

【図3】非正規雇用者比率の推移（男女年齢別）



(注) 非農林業雇用者（役員を除く）に占める割合。2001年以前は2月調査、それ以降1~3月平均。非正規雇用者にはパート・アルバイトの他、派遣社員、契約社員、嘱託などが含まれる。数値は男及び女の総数の比率。

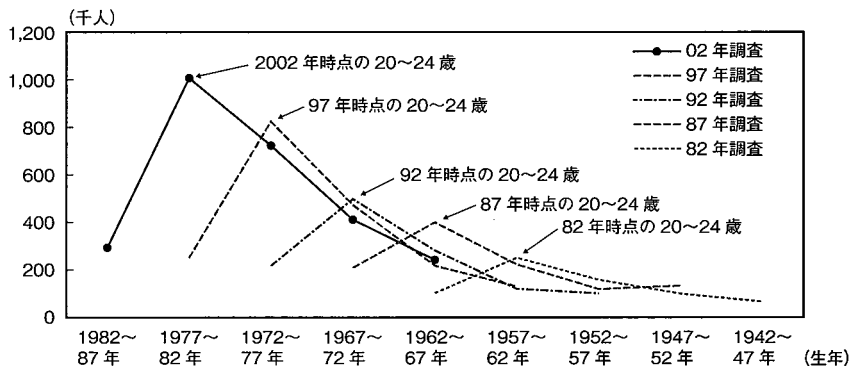
(資料) 労働力調査

門から流失した労働力については……公的な職業訓練や職業紹介サービスを通じて、高生産性部門に移動することを奨励」しているのに対して、日本の政策は「男性稼ぎ主をそれぞれの企業や業界に囲い込みつつ、雇用保障を行うものであった」と述べる。具体的には、第一次産業や地方中小企業などの低生産性部門（前出の野村の言う「伝統的セクター」の多くがこれに相当する）の衰退に対して、公共事業や補助金支給を通じての雇用創出がはかられてきた。宮本はこのような「低生産性部門の収益をいわばかさ上げし、そこでの雇用を守る」という政策は、地方農村という重要な支持基盤を維持したい自由民主党の思惑によってもたらされたものであり、都市新中間層へも支持層を広げようとした中曽根政権以降も、特別会計や財政投融資など可視性の低い財源への依存度を高めるかたちで「土建国家」的利益誘導は継続された（宮本太郎、二〇〇八、一二一―一二六頁）。

しかしそれは財政悪化や都市新中間層の重税感・不公平感をつのらせ、「隠された借金と利権への反発が、一九九〇年代後半以降の『構造改革』ブームを支えていく」ことになったと、宮本は捉える。二〇〇一年には「骨太の方針」が公共投資の対GDP比引き下げをうたい、国の公共事業関係予算は一九九八年の八兆九八五三億円から二〇〇七年度の六兆九四七三億円へ、都道府県および市町村の普通建設事業費は一九九二年度の二兆五八四億円から二〇〇五年には一兆一〇四三億円へと減少した。その結果、地域間の経済格差は増大した。宮本は神野直彦らの研究に依拠し、一九九九年に三・四倍であった市町村の納税者の平均所得格差が二〇〇四年には四・五倍に広がったことを指摘している（宮本前掲、一二六―一四三頁）。

これまでのような吸収が地方において困難になれば、男性過剰労働力は都市部へ向かわざるを得ないが、都市部においても零細自営業や中小企業による労働力の吸収は困難になっていく。前出の野村によれば、中小企業の開業率が八〇年代以降低

【図4】 コーホート別「フリーター」属性を持つ者の数（男女計）



資料出所 総務省「就業構造基本調査」をもとに厚生労働省労働政策担当参事官室にて特別集計

(注) 「フリーター」属性を持つ者とは、卒業者で配偶者のいないパート・アルバイト就業者またはパート・アルバイト就業希望者のことである。

下傾向に入ったのに加え、九〇年代には廃業率の上昇が見られるようになり、規模の小さな製造業ほどその傾向が著しい。この背景には、部品調達や製造工程の海外移転によるグローバルなコスト競争の激化と、自社の余剰人員を活用したい親企業が内製（親企業内部での製造）率を拡大し、下請企業への外注が減少したことがあるという。同様の傾向は零細自営業にもみられ、いったん大企業などへ就職した子どもは、先行きの不安から親の自営業をつがない、という傾向も出てくる（野村前掲、一二五—一二六頁）。つまり「伝統的セクター」が都市部においても衰退し、男性過剰労働力が「近代的セクター」に集中していく事態は、既に八〇年代以降徐々に進行していたのであり、二〇〇〇年の大規模小売店舗立地法施行などのいわゆる「規制緩和」路線が、それを加速した。

二〇〇三年に従業員解雇基準を盛り込んだ改正労基法と、製造現場への派遣を解禁した改正派遣法がそれぞれ成立したことは、この「近代的セクター」への過剰労働力の流入・集中に雇用の流動化で対応しようとするものであったといえる。だが、従業員解雇基準の労基法への盛り込みとは、景気後退局面においても雇用保護を行う従来の日本の雇用慣行を変更し、雇用期間に定めのない労働者に対しても一定の条件下ならば企業都合での解雇を可能にするものである。それに対して派遣労働をはじめとする非正規雇用の拡大とは、あらかじめ景気の調節弁となることを一種の身分として定められた労働者の拡大であり、日本的雇用慣行とは必ずしも矛盾しない。

以上のことを踏まえて現時点までの状況を見る限り、これまでも述べてきたように年功賃金体系や長期勤続傾向は崩れておらず、男性過剰労働力への対処はもっぱら、正規雇用への吸収時期を遅延することによって行われていると思われる。つまり男性の中でもより早い年齢において就労する低学歴層の中から、経済的困窮や進学能力の不足などで労働条件の良い雇用機会に恵まれるまで就労を延長できない者が、過剰労働力の吸収先であり景気の調節弁としての非正規雇用を引き受けさせられることによって、それ以外の男性へのライフステージ中核期における雇用が保障される、という格差が生まれつつある（安田、二〇〇三）。

しかも「伝統的セクター」と「近代的セクター」との間の経済的な男性間格差は、妻をはじめとする女性家族員の、パート労働による家計補助や家族従事者としての労働によって埋めることができた。景気後退局面において求職意欲喪失者に移行する女性の労働は、無くなっても困らない労働であり、その女性が夫の扶養下にあるということばかりがこれまで注目されてきたが、景気後退局面においてこそ「伝統的セクター」の男性労働者の生活は、女性家族従事者の無償労働や家計支出を切り詰めるための家事労働など、さまざまな女性のサブシステンス活動によって支えられてきたのである。このような女性のサブシステンスへの従事を肯定的に捉えるか否かは別にして、男性間格差がセクター間から「近代的セクター」内での正規／非正規に変容したことは、男性自身の経済格差のみならず、生計を一にする女性家族員のサブシステンス活動というリソースの面でも、格差を広げると考えるべきだろう。

しかもここが重要なのだが、男性非正規雇用の増加が、男性への雇用保障をライフステージ中核期に限定しつつも維持しようとするために生み出された縁辺化だと理解すれば、男性非正規雇用の増加しているにもかかわらず、家計リスクを分散して受け持つ女性正規雇用の増加が進まない理由が理解できよう。男性への雇用を保障する男性周縁労働者が増加し、男性間格差がひろくがゆえにこそ、それを依然としてインフォーマルに穴埋めしつつ男性への雇用保障を妨げないために、女性の雇用労働力化自体は要請されつつ、決してそれは正規雇用における男性労働者から女性労働者への置換ではなく、女性周縁労働者の増加としてみればら進行するのである。

Ⅲ 九〇年代以降の格差社会論が見落としたもの

八〇年代以前からも、経済的困窮やそれゆえの進学能力の不足などをかかえる層が第二次労働市場に入りやすい傾向はあり、その意味で男性を格差づける要因として階級が九〇年代以降突然浮上したわけではない。このことは表1における「格差の有無論争」期にまさに盛んに議論された点であり、この論争において当初、九〇年代における上層ホワイトカラー層の階級固定化傾向を指摘した佐藤俊樹(二〇〇〇)は、後にやや主張を変え、「平等社会」といわれていた時期でも、世代間職業継承性でみれば、日本社会はイギリス……やドイツ……に比べて、特に平等であったわけではない。……だとすれば、戦後の日本がづくりあげた社会には、……機会の不平等をより軽く感じさせる、しくみをもつ社会だったのではなからうか」(佐藤二〇〇六、二一―二二頁、傍点本文)と提起するようになる。経済的格差の存在そのものよりも、次世代に生来の不平等が負わされるということが明白な社会では、人々の生きる希望が奪われ社会停滞が生じるのではないか、ということに関心が置かれており、荻谷剛彦(一九九五)や山田昌弘(二〇〇四、二〇〇六)なども類似的視座に立つ。彼らは、七〇―九〇年代以前の日本において人々の不平等感が減少した原因を、戦後公教育(あるいはそれを家庭教育というかたちで下支えした近代家族)が階層上昇可能性への期待を人々に持たせ、かつそれを日本の経済成長が相当程度下層にまで実現・実感させてきたことにみる。

ゆえにここからは、公教育の充実が主張される一方(斎藤二〇〇〇、など)、上昇可能性への人々の「過剰な期待」を、低成長時代に合ったレベルへと社会的に調整するべき(山田、二〇〇六)との議論も出るようになった。当然これに対しては、格差社会の受容を強いるものだと批判が生じた(後藤ほか、二〇〇七)。

だが、若者が自己実現や適性へ過剰にこだわら過ぎることによる雇用の需給ミスマッチを、若年非正規雇用の増加原因の主要なひとつと捉える見方は、表1における「若者未成熟批判」論の頃から根強くあり、その後もパラサイト・シングルからフリーター、二―

トへと議論の対象を微妙に変えつつ続いた。それらの議論は、彼らの「過剰な期待」をクールダウンしたり、あるいは競争的な職場の人間関係への忌避によって喪失した就労意欲を回復させたりしつつ、学校から職場へ彼らを安定的に移行させるシステムを、従来機能してきた学校による就職斡旋制度に代えて、雇用の流動化に対応したかたちでいかにして再構築するかに焦点を当てる、教育制度設計へと展開していった（玄田ほか、二〇〇四、小杉編、二〇〇五）。

このような教育制度設計論には、これまでの学校による就職斡旋制度が、一定の層を「伝統的セクター」に誘導するなど、男性過剰労働力の発生を抑え、男性であれば雇用が保障される仕組みを支えてきたという認識が欠けているように思われる。たとえば女子学生本人・親・学校・企業などがもつ女性へのキャリア期待の弱さや専業主婦志向の風潮が、若年女性の社会移行をより一層困難にしているという指摘はされた（小杉前掲）。だがこれらは偏見の残滓や意識の遅れの問題として捉えられ、したがって意識改革をもたらず啓蒙教育の充実や、それをサポートする男女共同参画行政の強化が、解決策として提唱されるにとどまっている（宮本みち子、二〇〇二）。仮に女性にキャリア期待をする方向に人々の意識が変化したとしても、それはこれまで述べてきたような「世界大での下方への競争」の中に、男性同様に女性も参加してかまわないという風潮が広がる、ということに過ぎない。

第三世界と競合しない、付加価値の高い産業部門に進出していけばよいという主張もあるかもしれない。だが多くの論者が指摘しているように、グローバルゼーション下でのサービス産業化は金融などの高生産性部門を拡大するのみならず、同時にその部門に従事する多忙な労働者個人向けのケア労働をも拡大させる。それはフレキシブルな「感情労働」の側面をもち、細切れの不安定雇用を基幹化する。九〇年代以降の格差社会化はこの動きを敏感にとらえ、渋谷望「魂の労働」（二〇〇三）をはじめとする、ポスト・フォードイズムの進展や「感情労働」化によって、いかに労働者の「やりがい」が、八〇年代企業社会における「働き蜂」サラリーマンとは異なるかたちも生じさせつつ、搾取されているかを明らかにする、重要な著作が示された。

だがたとえば大森真紀（二〇〇四）は、家庭と仕事の両立支援のの名のもとに普及した在宅テレワークが、より労働条件の高い仕事に男性により占められていることを指摘する。つまり、金融など高生産性部門において男性の雇用保障が優先されることもさることながら、縁辺化された非正規雇用者内や「感情労働」従事者内でも、ジェンダー・ヒエラルキーは再編されている。しかも九〇年代以降の格差社会化論の多くが、フォード主義的労働からポスト・フォード主義的労働への移行は、あたかも男女同時にかつ同質の出来事として起こったように論じている。その結果、現在進行する労働のコミュニケーション化が男女双方に生み出す「やりがい」の搾取と、「感情労働」やケアが女性の周縁化に結び付けられてきた八〇年代以前からの状況との異同や関連性は、明確に議論されていない。そ

れはおそらく、これらの議論が、男性非正規雇用者の増加を八〇年代との断絶においてのみとらえているからではないだろうか。

「感情労働」における「やりがい」の搾取をめぐる議論以外にも含めて、九〇年代以降の非正規化を日本型雇用の破壊とみる議論は、これまで本論が重視してきた男性Ⅱ正規／女性Ⅱ非正規という区分の継続を、階級社会への変化の途上における暫定的現象と捉え、重視していない。「日本型雇用の転換とその程度によつても、男女の職務分離や正規雇用からの女性排除が逆に極端化することがある。男性には修正され縮小された日本型雇用を残し、女性を有期雇用職務に固定化する、といった場合」だと指摘する後藤道夫においても、それはあくまでも、「階級的対抗力が極小化した現状では、日本型雇用転換の矛盾は反抗力の弱い女性と青年層にしわ寄せされる」ことにより生じる過渡期的現象と捉えられている(後藤、二〇〇一、一一一―一八頁)。

格差論の中でも、シングル・マザーへの偏見や女性の低賃金は、貧困者のステイグマ化を生む要因のひとつとしては、取り上げられた。また既に述べたように、戦後公教育がジェンダーに関しては階級上昇可能性に必ずしも開かれていなかったことは、指摘はされた。だが結局、格差論の力点は新自由主義改革批判にあり、したがってそれに解体されつつある戦後大衆社会や日本型雇用に対しては、様々な限界を持ちつつも、ある程度平等感を入々にもたらした制度として、一定の肯定的評価を与えるにとどまった。貧困論がしばしば貧困者の典型として取りあげたホームレスの、女性比率が低いことも、結果的にはジェンダーの視点の後退につながったように思われる。格差論において、次第に階級闘争を重視する論調が強まったことは、あくまでも格差を階級の問題と捉える傾向をうんだ。それは、「貧困の女性化」の拡大を、単身者の増加をもたらし高度消費社会以降に、階級形成に生じる特徴である、とみなす傾向も生んだ。ウーマンリブ以降の女性運動や、革新自治体運動など、いわゆる「新しい社会運動」とされる市民運動は、「企業主義統合の外側で、それを『よけて通った』運動」(後藤、二〇〇六、七六頁)と位置づけられた。

九〇年代以降の格差論からは、失業自体が、景気調節のため資本に強いられる労働であり、あるいはポスト・フォードイズムにおいては労働と「遊び」との区別が曖昧化し、失業という概念もまた曖昧なものとなるわけであるから、そもそも失業者に就労意欲を取り戻させるのは欺瞞であり、むしろ失業者(であると同時に、「遊び」への従事者)が、失業したまま生きていける社会を構想すべき、という主張が生まれた。かねてから生活保護拡充の必要性は主張されてきたが、失業を労働とみる立場からは、貧困からの「保護」ではなく、生きること自体に対する「給与」としてのベーシック・インカム(普遍給付)が新たに主張された。既に二〇〇二年に小沢修司『福祉社会と社会保障改革―ベーシックインカム構想の新天地』が刊行されていたが、ユニオンの結成などを通じて自己体験を語る言葉を模索していた非正規労働者の、既存の労働運動の集団主義・秩序志向・生産力主義的労働観に対する批判的傾向に理論的

裏付けを与えて評判を呼んだネグリ&ハート『帝国』（二〇〇三）にも普遍給付要求への言及があり、堅田香緒里（二〇〇五）、堅田・山森亮（二〇〇六）、『VOL』2号での「ベシック・インカム」特集（二〇〇七）などの議論が喚起された。

なかでも堅田は、いわゆる「寄せ場」労働者支援に関わる中で、「山谷ではなお『仕事をよこせ』『正当な労働の対価をよこせ』という、自分たちが労働者であることにもついた要求が練り広げられる……そこにマッチョさのようなもの」を感じたと述べ、就労およびそれへの意欲を前提にした生存保障が、男性中心主義的な労働観に基づいていることを指摘した。とはいえ賃労働者化志向を一概に批判できるかというと、女性の場合には、「自らを労働力として商品化する」ことが家族という「家父長的な空間から出て行くために……好まれる場合がある」こともまた、否定できない。したがって女性がこのジレンマを解消し、自らの労働力の商品化を拒否したまま脱家族化するには、かつてガラ・コスタが生存保障を家事労働の賃金という形で要求したように、ベシック・インカムという形で生存保障を要求・獲得することが有効、というのが堅田の主張であった（『VOL』2号、九六―九七頁）。

しかし既に述べたように、九〇年代以降の日本において現実に行進した既婚女性の労働力の商品化は、脱家族化現象ではなく、むしろ世帯員が所得を持ち寄ることではじめて家計が成り立つような「家族労働」化であり、かつ女性の労働強化であった。にもかかわらずベシック・インカム論の枠組みにおいては、承認された求職意欲喪失者であるはずの主婦が、あえて自らの労働力を商品化することは、女性が「家父長的な空間から出て行く」脱家族化現象として、もっぱら語られる。主婦を既婚女性縁辺労働者としてではなく、男性安定労働者からの扶養を確保し得ている自発的失業者としてしかとらえきれないのである。

男性への雇用保障が標準化されているからこそ、女性非正規労働者が依然景気のバッファアとなり、男性非正規率は低く抑えられている。にもかかわらずゆえに、男性非正規労働者は男性労働の中ではマイノリティであり、多くの場合男性労働者のマジョリティたる正規労働者と世帯を形成している既婚女性縁辺労働者と、縁辺労働者としての共通意識を持つことは現段階では難しい。そのことを示唆する一例として、二〇〇〇年代に入ってから格差社会論の中から提起された、「管理社会化・社会的排除」をめぐる議論についてふれたい。この議論は、都市貧困層のステイグマ化は彼らの生活の場である都市路上が体制からの監視対象となっている結果として起きている、との指摘であったが（酒井、二〇〇一、渋谷、二〇〇三、入江、二〇〇八）、そのような議論の中では、上からの監視と「下からの抵抗」の対立に焦点があてられ、したがってジェンダー政策と結びつくことの少なくない家父長制批判は必ずしも、上からの監視と区別されず、重要視されなかった。しかも、DVへの警察介入の積極化など、ジェンダー政策の中には監視社会化に裨さず危険ありと指摘されるものがあることも確かであり、これらの施策の推進に関してはフェミニストの間でも意見が分かれているわけ

だが、とはいえこのことから、「都市路上」を主要拠点とする男性周縁労働者の運動の一部には、既存の女性運動に対し、中産階級心主義的でジェントリフィケーションに親和的なのではないかという疑念が生じており、周縁労働者の運動において家長長制批判が前景化していかない一因となっている。

単なる既存の「都市路上」の価値観の称揚にとどまらず、かといって「女性差別的で粗暴なホームレス」という偏見を助長しない慎重さを忘れず、オーバーグラウンドのみならずアンダーグラウンドまで包摂した家長長制に対する批判性をも持つ、フェミニズムの視点からの社会的排除をめぐる議論が必要だが(海妻、二〇〇四、二〇〇七)、現時点までのところ、生田武志や栗田隆子、杉田俊介ら限られた論者が、この問題を論じるところとどまっている⁽⁴⁾。しかしこの議論を模索する中で、縁辺労働者としての体験を、男性周縁労働者と女性とが共有することの中に、今後の運動の展望の契機があるのではなからうか。

註

1 書籍を中心にまとめ、類似した論点が提示されたものは割愛した。また、江原由美子ほか編『女性のデータブック 第四版』(二〇〇五年)

の巻末年表などを参考に、フェミニズムの動向に関連深い書籍や関連事象を補筆した。プレカリアート(不安定労働者)運動の動向、およびその背景となるポスト・フォーダイズム論、ネオリベリズム批判などの思想研究の動向も、管見の限り補筆した。なお二〇〇七年以降を割愛してあるが、これは反「貧困」ネットワーク結成、新自由主義的路線から新保守主義的な方向へとシフトしたと言われた安倍内閣の、突然の退陣等、状況が激しく動いており、本稿執筆時点での議論動向や関連事象の俯瞰的な把握は困難と判断したためである。ある程度の時間的経過を経た後、別稿にて二〇〇七年以降も含めての検討を行いたいと考えている。ただし本文中では、表1の論点の検討上、参照が必要な文献に関しては、二〇〇七年以降のものも随時引用した。

2 足立眞理子は「新自由主義化、市場中心主義化というのは、通常、個人々人を単位として成立するものと見なしているが、都市経済のなかで生み出されてきているのは、個体への解体というよりはむしろ古典的な意味での世帯主義的な紐帯、世帯主義的な所得の分配を強化する側面だと考えられる」(足立、二〇〇七年、三四三―三四四頁)と述べている。

3 阿部小涼ほか(二〇〇八年)における山口表明と筆者のそれぞれの発言(二〇〇九頁)などを参照のこと。

4 生田はホームレス支援に関わる立場から、「野宿者」の社会も、「わりと価値観が男社会的……ようするに路上も一般社会なんですよ。女の人がいいたら専業主婦やってるし、というかやらされてるし」(有限責任事業組合フリーターズフリー、二〇〇八年、一五〇―一五一頁)と指摘

する。生田によれば「女性野宿者と男性野宿者を考えた時に、最大の違い」となるのは、「男性野宿者の場合は『元の社会に帰りたい』だけど、女性の場合は、『戻るくらいなら野宿の方がマシ』』と言うことだという。「女性の野宿の主な理由は『失業』と『家族のトラブル』(とくにDV)みたいです。失業の場合は、とんでもない低賃金で働かされた上に暴力的な扱いを受けたので逃げて失業した、という話も聞きます。そういう形で野宿になった女性は、『家には絶対帰りたくない』『前の職場には死んでも帰らない』と言う」(有限責任事業組合フリーターズフリー、二〇〇七年、二四頁)。つまり社会的包摂は、女性にとつては家父長制への従属の受容と分かちがたく結びつくのに対して、男性にとつては、本来自らも一員であるべき男性社会への復帰を意味する。このようなジェンダーによる違いを射程に入れた社会的排除／包摂論が構築されてはじめて、その社会的排除がどのような格差や貧困の不可視化をもたらしているのかという、ジェンダー化された議論が可能になると思われる。

参考文献

- 阿部小涼・鵜飼哲・小田マサノリ・海妻径子・平井玄・山口素明「マルチチユードからコモンへ——貧・戦・共」『現代思想』二〇〇八年五月号
(青土社) 一八八―二二二頁
- 足立眞理子「不況と女性」『フェミニスト・ポリティクスの新展開』(明石書店、二〇〇七) 一七―五四頁
- 文春新書編集部編『論争 格差社会』(文藝春秋社、二〇〇六)
- (社) 部落解放・人権研究所編『排除される若者たち フリーターと不平等の再生産』(解放出版社、二〇〇五)
- 江原由美子ほか編『女性のデータブック 第四版』(有斐閣、二〇〇五)
- 有限責任事業組合フリーターズフリー編『フリーターズフリー 01号』(人文書院二〇〇七)
- 『フリーター論争20 フリーターズフリー対談集』(人文書院、二〇〇八a)
- 『フリーターズフリー 02号』(人文書院、二〇〇八b)
- 玄田有史『仕事のなかの曖昧な不安 揺れる若年の現在』(中央公論社、二〇〇一、文庫本二〇〇五)
- 玄田有史・曲沼美恵『ニート——フリーターでも失業者でもなく』(幻冬社、二〇〇四)
- 後藤道夫『収縮する日本型(大衆社会) 経済グローバルリズムと国民の分裂』(旬報社、二〇〇一)
- 『戦後思想ヘゲモニーの終焉と新福祉国家構想』(旬報社、二〇〇六)

後藤道夫・吉崎祥司・竹内章郎・中西新太郎・渡辺憲正『格差社会とたたかう（努力・チャンス・自立）論批判』（青木書店、二〇〇七）
 本田由紀・内藤朝雄・後藤和智『「ニート」って言うな』（光文社新書、二〇〇六）

本田由紀『多元化する「能力」と日本社会——ハイパー・メリトクラシー化のなかで』（N T T出版、二〇〇五）

伊田久美子『労働の消去としての雇用の多様化——「愛の労働」の新たな展開』（フェミニスト・ポリティクスの新展開）（明石書店、二〇〇七）

二四五—二七〇頁

入江公康『眠られぬ労働者たち 新しきサンディカ的思考』（青土社、二〇〇八）

伊藤みどり『貧困の女性化から連帯へ』『季刊ピープルズ・プラン』42号（ピープルズ・プラン研究所、二〇〇八）一三〇—一三四頁

堅田香緒里『分類の拒否——『自立支援ではなくベーシックインカムを』』（現代思想）二〇〇六年二月号（青土社）

——『基本所得の構想——分け前なき者の分け前を登録すること』『情況』第三期六卷九号（情況出版、二〇〇五）一四八—一六一頁

海妻径子『〈男ではない者〉の排除と抵抗——男性史が（運動）に問いかけるもの』『情況』第三期五卷一〇号（情況出版、二〇〇四）一五〇—

五七頁

——『男性性の再編と権力作用——折り重なるフェミニナイゼーション——サブカルチャーにおける『フェミ』バッシングと同調主義』『情況』

第三期六卷五号（情況出版、二〇〇五）一八一—一八九頁

——『何ものにも包摂されない再生産』論へ——『生政治における家父長制権力作用と新たな男性運動主体』『情況』第三期八卷四号（情況出版、

二〇〇七）二二七—二三四頁

荻谷剛彦『大衆教育社会のゆくえ——学歴主義と平等神話の戦後史』（中央公論社、一九九五）

小杉礼子『自由の代償／フリーター——現代若者の就業構造と行動』（日本労働研究機構、二〇〇二）

——編『フリーターとニート』（勁草書房、二〇〇五）

宮本みち子『若者が（社会的弱者）に転落する』（洋泉社新書、二〇〇二）

宮本太郎『福祉政治——日本の生活保障とデモクラシー』（有斐閣、二〇〇八）

森岡孝二編『格差社会の構造——グローバル資本主義の断層』（桜井書店、二〇〇七）

アントニオ・ネグリ、マイケル・ハート『帝国』——『グローバル化の世界秩序とマルチチュードの可能性』水嶋一憲・酒井隆史・浜邦彦・吉田

俊実訳（以文社、二〇〇〇—二〇〇三）

- 野村正實『雇用不安』（岩波新書、一九九八）
- 大森真紀『就業形態の多様化が意味するもの』『ムーブ叢書 女性と労働』（明石書店、二〇〇四）
- 小沢修司『福祉社会と社会保障改革——ベシックインカム構想の新地平』（高晉出版、二〇〇二）
- 労働法律旬報別冊『ポリティック』特集『現代日本のワーキング・プア』（旬報社、二〇〇五）
- 斎藤貴男『機会不平等』（文藝春秋、二〇〇〇、文庫版二〇〇四）
- 酒井隆史『自由論——現在の系譜学』（青土社、二〇〇一）
- 佐藤俊樹『不平等社会日本』（中公新書、二〇〇〇）
- 『爆発する不平等感——戦後型社会の転換と『平等化』戦略』白波瀬佐和子編『変化する社会の不平等』（東京大学出版会、二〇〇六）一七—四六頁
- 盛山和夫編『日本の階層システム四 ジェンダー・市場・家族』（東京大学出版会、一九九九）
- 渋谷望『魂の労働——ネオリベラリズムの権力論』（青土社、二〇〇三）
- 白波瀬佐和子編『変化する社会の不平等 少子高齢化にひそむ格差』（東京大学出版会、二〇〇六）
- 橋木俊詔『日本の経済格差』（岩波書店、一九九八）
- 太郎丸博編『フリーターとニートの社会学』（世界思想社、二〇〇六）
- 『VOL』2号『ベシック・インカム』特集（二〇〇七）
- 山田昌弘『バラサイト・シングルの時代』（ちくま新書、一九九九）
- 『希望格差社会』（筑摩書房、二〇〇四）
- 『新平等社会——「希望格差」を超えて』（文芸春秋、二〇〇六）
- 安田雪『働きたいのに……高校生就職難の社会構造』（勁草書房、二〇〇三）